

令和3年1月29日
埼玉県総務部統計課

埼玉県の第15循環の景気の山（景気基準日付）の暫定設定について

埼玉県では、埼玉県景気動向指数懇話会における検討結果を踏まえ、本県の第15循環の景気の山（景気基準日付）を平成30（2018）年5月に暫定設定します。

1 景気基準日付とは

いわゆる「景気の山・谷」のことで、主要経済活動の中心的な転換点とされます。景気が拡張から後退に転ずる転換点が景気の山で、景気が後退から拡張へ転ずる転換点が景気の谷となります。

2 景気基準日付の設定方法

景気基準日付を設定する際、一致指数を構成する個々の指標の過半がピーク（ボトム）を付けたことを、景気の山（谷）の判定の根拠としています。

具体的には、まず一致指数を構成する個々の指標から、景気の基調的な動きを示す「ヒストリカルDI」を作成します。ヒストリカルDIは、50%ラインを下回る直前の月が景気の山に、上回る直前の月が景気の谷に対応し、これを景気基準日付の候補日とします。

この候補日を元に、経済活動の収縮又は拡張が大部分の経済部門に波及・浸透しているかどうかを①波及度、②量的な変化、③期間の長さの3つの判断基準から検証し、埼玉県景気動向指数懇話会での検討結果を踏まえ、景気基準日付として設定します。

3 ヒストリカルDIにより求めた埼玉県の景気基準日付

一致指数の9本の指標から作成されたヒストリカルDIの動きを見ると、第14循環の谷（平成21年5月）以降50%を上回って推移してきましたが、平成24年5月～6月の2か月間及び平成28年11月～平成29年3月の5か月間、50%ラインを下回る期間がありました。その後再び50%を上回って推移してきましたが、平成30年6月に50%ラインを下回って以降、50%を下回る状況が続いて

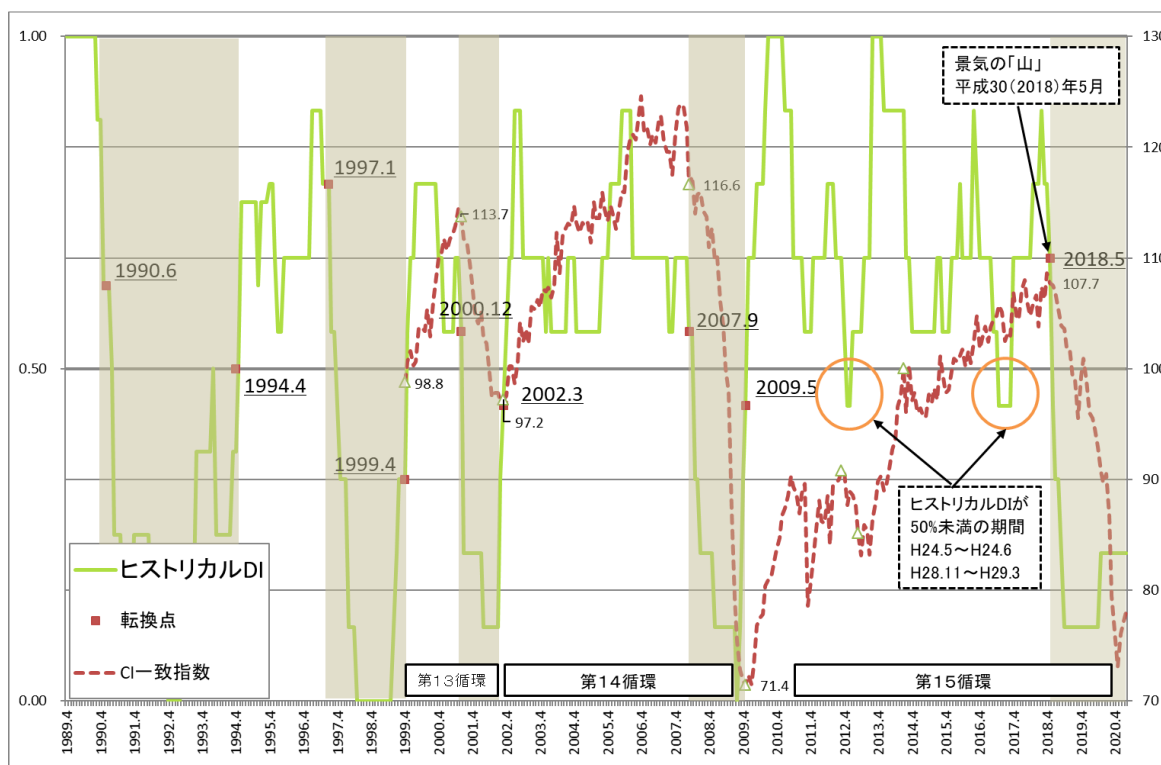
います。(図表 1)

このうち、平成 24 年 5 月～6 月の 2 か月間及び平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月の 5 か月間については、①波及度、②量的な変化、③期間の長さの 3 つの判断基準から見て経済活動の収縮が大部分の経済部門に波及・浸透していると言えないことから、この期間については景気後退期間と判定しませんでした。

一方、平成 30 年 6 月以降の局面については、上記の 3 つの判断基準をすべて満たしていることから、平成 30 年 6 月以降を景気後退期間とみなすことができました。そのため、平成 30 年 5 月を景気の山と判定しました。

なお、今回の景気の山は暫定的に設定されるものであり、今後の景気の谷の設定等を踏まえて確定する予定です。

<図表 1 ヒストリカルDIの推移>



4 埼玉県景気動向指数懇話会での検討

第 15 循環の景気の山(景気基準日付)の暫定設定に当たっては、有識者等によって構成される埼玉県景気動向指数懇話会で検討いただき、平成 30 年 5 月を景気の暫定的な山に設定することが妥当

であるとの結論になりました。

< 図表 2 国及び県の景気基準日付 >

埼玉県の景気基準日付

	谷	山	谷	全循環	拡張	後退
第13循環	H11(1999).4	H12(2000).12	H14(2002).3	35か月	20か月	15か月
第14循環	H14(2002).3	H19(2007).9	H21(2009).5	86か月	66か月	20か月
第15循環	H21(2009).5	H30(2018).5 (暫定)			108か月	

【参考】国の景気基準日付

	谷	山	谷	全循環	拡張	後退
第13循環	H11(1999).1	H12(2000).11	H14(2002).1	36か月	22か月	14か月
第14循環	H14(2002).1	H20(2008).2	H21(2009).3	86か月	73か月	13か月
第15循環	H21(2009).3	H24(2012).3	H24(2012).11	44か月	36か月	8か月
第16循環	H24(2012).11	H30(2018).10 (暫定)			71か月	